

## 被災宅地危険度判定士認定登録要件一覧

<b>富山県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項第一号</b>	
<b>ア</b>	<p>大学院等在学経験者：告示第1005号第1号、告示第38号第1号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務の経験を有する者</li> <li>・大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
<b>イ</b>	<p>大学卒業者：盛土規制令第22条第1号、都計規則第19条第1号イ該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学（短大を除く。）又は旧大学で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者</li> <li>・大学（短大を除く。）又は旧大学で正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
<b>ウ</b>	<p>3年課程の短期大学卒業者：盛土規制令第22条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短大（専門職大学の前期課程を含む。）で正規の土木又は建築の修業年限3年以上の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程の場合は修了した後。）、土木、建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者</li> <li>・短大（専門職大学の前期課程を含む。）で正規の都市計画又は造園の修業年限3年以上の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程の場合は修了した後。）、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者</li> </ul>
<b>エ</b>	<p>短期大学、高等専門学校卒業者：盛土規制令第22条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前項以外の短大（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程の場合は修了した後。）、土木、建築又は宅地開発の技術に関し4年以上の実務の経験を有する者</li> <li>・前項以外の短大（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校で正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程の場合は修了した後。）、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者</li> </ul>
<b>オ</b>	<p>高等学校卒業者：盛土規制令第22条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して7年以上の実務経験を有する者</li> <li>・高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校で正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者</li> </ul>
<b>カ</b>	<p>講習修了者：都計規則第19条第1号ト、旧都計規則第19条第1号ト、旧告示第1005号第4号、旧告示38号第2号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を有する土木又は建築に関する10年以上の実務経験を有する者で登録講習機関の講習を修了した者</li> <li>・土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で旧大臣指定講習又は旧大臣認定講習を修了した者</li> <li>・宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を有する都市計画又は造園に関する10年以上の実務経験を有する者で登録講習機関の講習、旧大臣指定講習又は旧大臣認定講習を修了した者</li> </ul>
<b>指定の国家資格を有する者</b>	
<b>キ</b>	<p>技術士：告示第1005号第2号、都計規則第19条第1号ホ（告示第39号）該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士法による第二次試験のうち技術部門が建設部門、農業部門（選択科目は「農業農村工学」に限る。）、森林部門（選択科目は「森林土木」に限る。）又は水産部門（選択科目は「水産土木」に限る。）に合格した者（平成16年4月1日時点で技術部門が林業部門（選択科目は「森林土木」に限る。）に合格している者及び平成31年4月1日時点で技術部門が農業部門（選択科目は「農業土木」に限る。）に合格している者を含む。）</li> <li>・技術士法による第二次試験のうち技術部門が上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
<b>ク</b>	<p>一級建築士：告示第1005号第3号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一級建築士の資格を有する者</li> </ul>
<b>富山県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項第二号</b>	
<b>ケ</b>	<p>公務員等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は地方公共団体（住宅供給公社含む）の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務経験を有する者</li> </ul>

注) この表で「盛土規制令」とあるのは「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「告示第1005号」とあるのは「昭和37年建設省告示第1005号」を、「告示第38号」とあるのは「昭和45年建設省告示第38号」を、「告示第39号」とあるのは「昭和45年建設省告示第39号」を、「旧」を付すものは平成17年4月改正前のものを表す。